

平成22年9月3日

第2211号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(430・福祉政策課)……………1
- 生活保護法による介護機関の指定(431・福祉政策課)……………1
- 生活保護法による指定介護機関の変更(432・福祉政策課)……………2
- 都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧(433・都市計画課)……………2
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧(434、435・都市計画課)……………3
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定(436・道路課)……………3
- 建設業の許可の取り消し(437・北秋田地域振興局総務企画部)……………4
- 建築基準法による道路位置の指定(438・由利地域振興局建設部)……………4
- 道路区域の変更(439・仙北地域振興局建設部)……………4

公 告

- 秋田県漁業調査指導船「千秋丸」代船建造基本設計に係る公告(水産漁港課)……………5
- 秋田県労働委員会委員候補者の推薦(雇用労働政策課)……………5
- 特定調達契約に係る落札者の決定(総務事務センター)……………6

公安委員会告示

- 技能検定員審査の実施(85・警察本部運転免許センター)……………6
- 教習指導員審査の実施(86・警察本部運転免許センター)……………7
- 技能検定員審査の実施(87・警察本部運転免許センター)……………8
- 教習指導員審査の実施(88・警察本部運転免許センター)……………9

告 示

秋田県告示第430号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第15条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年9月3日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
仙北市田沢湖デイサービスセンター	仙北市長	仙北市田沢湖神代野中清水292番地1	通所介護、介護予防通所介護	平成22年6月30日
訪問介護サービス太陽	株式会社 大協 代表取締役	由利本荘市荒町字真城279-1	訪問介護、介護予防訪問介護、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	平成22年7月31日

秋田県告示第431号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第54

条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年9月3日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
仙北市田沢湖デイサービスセンター	社会福祉法人仙北市社会福祉協議会 会長	仙北市田沢湖神代野中清水292番地1	通所介護、介護予防通所介護	平成22年7月1日
大仙市地域包括支援センター協和	社会福祉法人大仙市社会福祉協議会 会長	大仙市協和境字野田4	介護予防支援事業	平成22年4月1日
大仙市地域包括支援センター南部	社会福祉法人大仙市社会福祉協議会 会長	大仙市小貫高畑字中荒所60-5	介護予防支援事業	平成22年4月1日
J A 秋田おばこケアプラザセンター	秋田おばこ農業協同組合代表理事組合長	大仙市大曲あけぼの町16-47	居宅介護支援事業	平成22年6月15日
なかよしの家デイサービス	特定非営利活動法人ドリームホープなかよし理事長	能代市通町3番地15	通所介護、介護予防通所介護	平成22年8月1日
J A あきた北デイサービスセンターえがお	あきた北農業協同組合代表理事組合長	大館市川口字隼人岱108-4	通所介護、介護予防通所介護	平成22年7月20日

秋田県告示第432号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年9月3日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変更年月日
			変更前	変更後		
にこにこりハビリティデイサービスセンター	有限会社 729 取締役	大仙市花館柳町1-35	大曲介護予防センター	にこにこりハビリティデイサービスセンター	通所介護、介護予防通所介護	平成22年6月1日
			大仙市大曲福住町5番18号	大仙市花館柳町1-35		
北欧の杜薬局	株式会社仙台調剤 代表取締役	北秋田市下杉字上清水沢74	北秋中央薬局	北欧の杜薬局	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成22年7月1日
J A あきた北ホームヘルプサービス	あきた北農業協同組合代表理事組合長	大館市川口字隼人岱108-4	大館市比内町扇田字上中嶋8-15	大館市川口字隼人岱108-4	訪問介護、介護予防、訪問介護、特定介護予防福祉用具販売、特定福祉用具販売、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、居宅介護支援事業	平成22年7月20日

秋田県告示第433号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年9月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類
公園
- 2 都市計画の案の名称
秋田都市計画公園（7・6・3号手形山公園）の変更
- 3 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分 秋田市手形字大松沢の一部
- 4 都市計画の案の縦覧場所
 - (1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課
 - (2) 秋田市山王四丁目1番2号 秋田地域振興局建設部用地課
 - (3) 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 5 都市計画の案の縦覧期間 平成22年9月3日（金）から同月17日（金）まで

秋田県告示第434号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、北秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年9月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき図書
鷹巣都市計画用途地域の変更、鷹巣都市計画準防火地域の変更、鷹巣都市計画及び森吉都市計画道路の変更、鷹巣都市計画及び森吉都市計画公園の変更、合川都市計画病院の変更、鷹巣都市計画汚物処理場の変更、鷹巣都市計画火葬場の変更、鷹巣都市計画、森吉都市計画及び合川都市計画下水道の変更並びに鷹巣都市計画及び森吉都市計画土地区画整理事業の変更の総括図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第435号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、北秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年9月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき図書
森吉都市計画道路（2等大路第3類第1号停車場線）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第436号

電線共同溝の整備に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第4項の規定に基づき、公示する。

平成22年9月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	101号	能代市通町58番から能代市字後谷地10番12までの上り線
		能代市通町58番から能代市字後谷地10番12までの下り線

秋田県告示第437号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年9月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成22年8月18日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
板倉建設株式会社
北秋田市鷹巣字西上綱13番地1
代表取締役 板 倉 一 峰
秋田県知事許可（特-18、特-22）第2285号
- 3 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年8月18日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第438号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定に基づき、公告する。

平成22年9月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
由利本荘市川口字後野19番地5 秋田ハウス株式会社 代表取締役 鈴木 春雄	由利本荘市石脇字田尻野30番59	29.90メートル	6.00メートル	平成22年8月24日

秋田県告示第439号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成22年9月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	大曲大森羽後線	A 大仙市大曲金谷町60番28地先から95番25地先まで	10.00~197.00	0.232
			B 大仙市大曲金谷町61番2地先から95番26地先まで	6.00~22.00	0.195
	新	大曲大森羽後線	大仙市大曲金谷町60番28地先から95番25地先まで	10.00~197.00	0.232

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年9月3日から同月16日まで

公 告

秋田県漁業調査指導船「千秋丸」代船建造基本設計について、公募型プロポーザルにより業務委託予定者を選定することとしたので、次のとおり公告する。

平成22年9月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 名称

秋田県漁業調査指導船「千秋丸」代船建造基本設計業務

(2) 目的及び概要

「秋田県漁業調査指導船「千秋丸」代船建造基本設計業務企画提案競技実施要領」（以下「実施要領」という。）で定める各事項による。

(3) 履行場所

秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県農林水産部水産漁港課

(4) 履行期限

平成23年2月25日

2 企画提案書を提出する者の資格

次に掲げる事項のいずれも満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。

(3) 過去15年間に漁業調査船等の生物調査及び環境調査に使用される船舶の基本設計及び設計監理業務に関して実績があること。

(4) 本業務を遂行するために必要な業務経験を有する技術者を従事させることができること。

(5) 公募期間中に国又は地方公共団体により指名停止を受けていないこと。

3 実施要領等の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間は、公告の日から平成22年9月15日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

(2) 交付方法は、1の(3)に定める場所での直渡し又は郵送とし、郵送での交付を求める場合には、140円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

4 公募期間

(1) 応募者は、実施要領で定める企画提案書を平成22年9月22日から同年10月4日までの午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

5 その他

(1) 詳細については、実施要領及びその添付書類による。

(2) 問い合わせ先

秋田県農林水産部水産漁港課調整・振興班

電話018-860-1885

第38期秋田県労働委員会委員は、平成22年11月30日をもって任期満了となるので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次のとおり秋田県労働委員会委員候補者の推薦を求める。

平成22年9月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 推薦対象

第39期秋田県労働委員会の使用者委員及び労働者委員各5人

2 推薦資格

秋田県の区域内のみに組織を有する使用者団体及び労働組合

3 被推薦者となることができない者

(1) 労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項の規定に該当する者

(2) 国会法（昭和22年法律第79号）第39条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第6条その他の法令の規定により、都道府県労働委員会の委員との兼職を禁止されている者

4 推薦期間

平成22年10月1日(金)から同月29日(金)まで

5 推薦方法

労働組合にあっては、推薦書に労働組合法施行令第21条第3項の規定による証明書を添えて、産業労働部雇用労働政策課へ提出すること。

6 その他

関係書類、手続その他不明な点は、産業労働部雇用労働政策課(電話番号018-860-2301)へ問い合わせること。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、公示する。

平成22年9月3日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 落札に係る物品の名称及び数量

ロータリ除雪車(2.6m級 400PS) R2 1台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目1番2号

3 落札者を決定した日

平成22年8月6日

4 落札者の名称及び住所

T C M販売株式会社秋田支店 秋田市寺内字神屋敷295番62号

5 落札金額

24,580,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

平成22年6月25日

公 安 委 員 会 告 示

秋田県公安委員会告示第85号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する。

平成22年9月3日

秋田県公安委員会委員長 伊藤 辰郎

1 技能検定員審査の種類

(1) 技能検定員審査(大型二種)

(2) 技能検定員審査(中型二種)

(3) 技能検定員審査(普通二種)

2 技能検定員審査開始の期日及び場所

(1) 期日

平成22年10月8日(金)午前10時から

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、技能検定員審査(大型二種)を受けようとする者には大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証(大型)を、技能検定員審査(中型二種)を受けようとする者には中型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証(中型)を、技能検定員審査(普通二種)を受けようとする者には普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証(普通)を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当する者であることを証する書面を添付すること。

- (2) 申請書の受付期間及び受付時間
平成22年9月6日(月)から同月10日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 申請書の提出場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 技能検定員審査(二種)を受けようとする者は、22,450円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,450円から同表右欄の技能検定員審査(二種)に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審 査 細 目	技能検定員審査 (二種)に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,600円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	7,950円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,750円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,200円
備考 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、15,800円を減ずる。	

- (2) 納付方法
審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

秋田県公安委員会告示第86号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年9月3日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査(大型二種)
(2) 教習指導員審査(中型二種)
(3) 教習指導員審査(普通二種)

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日
平成22年10月8日(金)午前10時から
- (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者には大型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(大型)を、教習指導員審査(中型二種)を受けようとする者には大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(中型)を、教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者には大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(普通)を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

- (2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成22年9月6日(月)から同月10日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 教習指導員審査(二種)を受けようとする者は、13,300円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ13,300円から同表右欄の教習指導員審査(二種)に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審 査 細 目	教習指導員審査 (二種)に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,000円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,750円
備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、9,750円を減ずる。 2 審査細目の1、2及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、12,500円を減ずる。	

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

秋田県公安委員会告示第87号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する。

平成22年9月3日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 辰 郎

1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査(大型)
- (2) 技能検定員審査(中型)
- (3) 技能検定員審査(普通)
- (4) 技能検定員審査(大特)
- (5) 技能検定員審査(大自二)
- (6) 技能検定員審査(普自二)
- (7) 技能検定員審査(牽引)

2 技能検定員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日
平成22年10月8日(金)午前10時から
- (2) 場所
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成22年9月6日(月)から同月10日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

- (1) 技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては24,700円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ24,700円から同表中欄の技能検定員審査（大型・中型）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては20,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ20,500円から同表中欄の技能検定員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,100円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,100円から同表右欄の技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審 査 細 目	技 能 検 定 員 審 査 (大・中型)に係 る額	技 能 検 定 員 審 査 (普通)に係る額	技 能 検 定 員 審 査 (大・中・普通)以 外に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,150円	3,950円	1,350円
2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	7,050円	6,750円	2,250円
3 教則の内容となっている事項	2,150円	1,900円	2,150円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	2,150円	1,900円	2,150円
5 技能検定の実施に関する知識	2,200円	1,950円	2,050円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,200円	2,000円	2,000円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては14,950円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,650円、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,650円を減ずる。

2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては4,600円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては4,100円、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,600円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（大型・中型）を受けようとする者にあつては23,950円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,700円、技能検定員審査（大型・中型・普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては13,300円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018-823-7740）

秋田県公安委員会告示第88号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年9月3日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査（大型）
- (2) 教習指導員審査（中型）
- (3) 教習指導員審査（普通）

(4) 教習指導員審査(大特)

(5) 教習指導員審査(大自二)

(6) 教習指導員審査(普自二)

(7) 教習指導員審査(牽引)

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

(1) 期日

平成22年10月8日(金) 午前10時から

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

平成22年9月6日(月)から同月10日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては15,650円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ15,650円から同表中欄の教習指導員審査(大型・中型)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては12,150円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,150円から同表中欄の教習指導員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,500円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,500円から同表右欄の教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審 査 細 目	教 習 指 導 員 審 査 (大型・中型)に 係る額	教 習 指 導 員 審 査 (普通)に係る額	教 習 指 導 員 審 査 (大・中・普通)以 外に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,450円	4,100円	1,350円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,300円	1,350円	1,300円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円	1,250円
4 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,450円	1,250円	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,450円	1,250円	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,400円	1,200円	1,150円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては9,200円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては6,350円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては3,750円を減ずる。

2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(大型・中型)を受けようとする者にあつては3,050円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては2,600円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては2,550円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査

(大型・中型)を受けようとする者にあつては14,900円、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては11,400円、教習指導員審査(大型・中型・普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては8,700円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018-823-7740)

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号